

4-1 教育研究上の情報

4-1-9 退学・除籍者の数

❖ 学部、学科別の退学者数等の推移（過去2年間）

【通学課程】

学部	学科	平成27年度					平成28年度				
		1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
体育学部	体育学科	3	4	1	10	18	5	10	2	2	19
	健康科学科	2	42	0	0	6	3	4	4	10	21
	計	5	8	1	10	24	8	14	6	12	40
次世代 教育学部	こども発達学科	1	4	2	3	10	4	3	3	0	10
	教育経営学科	3	5	3	3	14	3	4	1	3	11
	国際教育学科	4	1	1	0	6	1	1	1	3	6
	計	8	10	6	6	30	8	8	5	6	27
経営学部	現代経営学科	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
	計	-	-	-	-	-	12	-	-	-	12
合計		13	18	7	16	54	28	22	11	18	79

[毎年度5月1日現在]

【通信課程】

学部	学科	平成27年度					平成28年度				
		1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
次世代 教育学部	教育経営学科	3	1	12	103	119	1	0	4	129	134
	通信教育課程										
	計	3	1	12	103	119	1	0	4	129	134
合計		3	1	12	103	119	1	0	4	129	134

[毎年度5月1日現在]

※ 退学者数は、除籍者も含めた表記。なお、「こども発達学科」数値には「乳幼児発達学科」の、「教育経営学科」数値には「学級経営学科」の当該者数を含む。毎年度5月1日現在で表記。

退学 家庭の事情やその他の事情により学業が続けられなくなった場合、クラス担任や保証人などによく相談のうえで所定の手続きをしてください。

退学しようとする者は、保証人の連署のうえ、その事由を記載した書類を提出し、学長の許可を受けなければなりません。「退学願」に必要事項を記入し、必要書類を添えて教務課に提出してください。学長の許可後に「退学許可書」を保護者宛に送付します。

なお、退学日（＝退学願が本学に到着した日）現在の学納金が未納の場合、退学ではなく、除籍として処理されます。

除籍 次の各項目に該当する場合は「除籍」となり、本学の学生としての身分を失います。

- (1) 在学期間が8年を超えても卒業できない場合
- (2) 納めるべき学納金を4ヶ月以上滞納し、催促してもこれに応じない場合
- (3) 休学期間を超えてなお復学できない場合
- (4) 長期間にわたり行方不明である場合
- (5) 学内外において法律に反する行為をした場合
- (6) 死亡した場合